

(案)

令和元年10月23日

長野労働局長
中原 正裕 殿

長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也

長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年8月26日付け長野労発基0826第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいづれかの産業を営む使用者

(1) 各種商品小売業

(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な
経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を
除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 855円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和元年12月31日（指定日発効とする）